

令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります

森林環境税とは

令和6年度から導入される国内に住所のある個人に対して課税される国税です。市町村において一人あたり年額1,000円が個人住民税均等割と併せて課税されます。また、その税収は森林環境譲与税として市町村や都道府県へ譲与されます。

導入の目的

森林環境税は、パリ協定における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する目的から「森林環境税」と「森林環境譲与税」が創設されました。

令和6年度以降の個人住民税均等割の内訳

住民税均等割の内訳		令和5年度まで	令和6年度から
森林環境税（国税）		なし	1,000円
住民税均等割	県民税	2,000円※	1,500円
	町民税	3,500円※	3,000円
住民税均等割の合計		5,500円	5,500円

※東日本大震災から復興のための特別税が平成26年度から10年間町民税・県民税それぞれに500円加算されていましたが、令和5年度をもって終了となります。
そのため、令和6年度において個人住民税均等割の合計税額に増減はありません。

森林環境譲与税とその用途

森林環境譲与税は令和元年度から施行されており、私有林人工林面積や林業就業者、人口の基準に応じて、国から市町村へ譲与されます。こうして譲与された森林環境譲与税は間伐などの森林整備のほか、林業に携わる人材育成・担い手確保、木材利用の促進・普及啓発などの森林整備の促進に関する施策に活用されています。

◆お問合せ

森林環境税について 税務課：☎66-3404

森林環境譲与税について 産業振興課：☎64-8075

